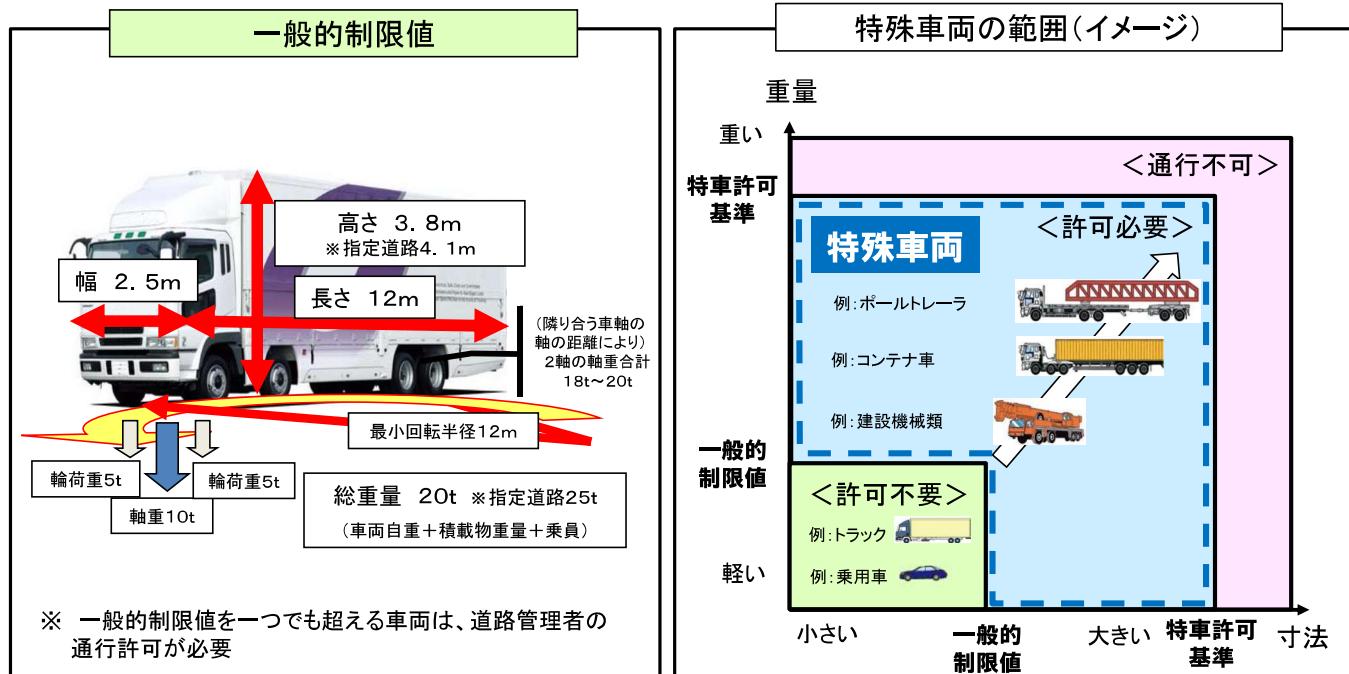


新たな特殊車両通行制度について

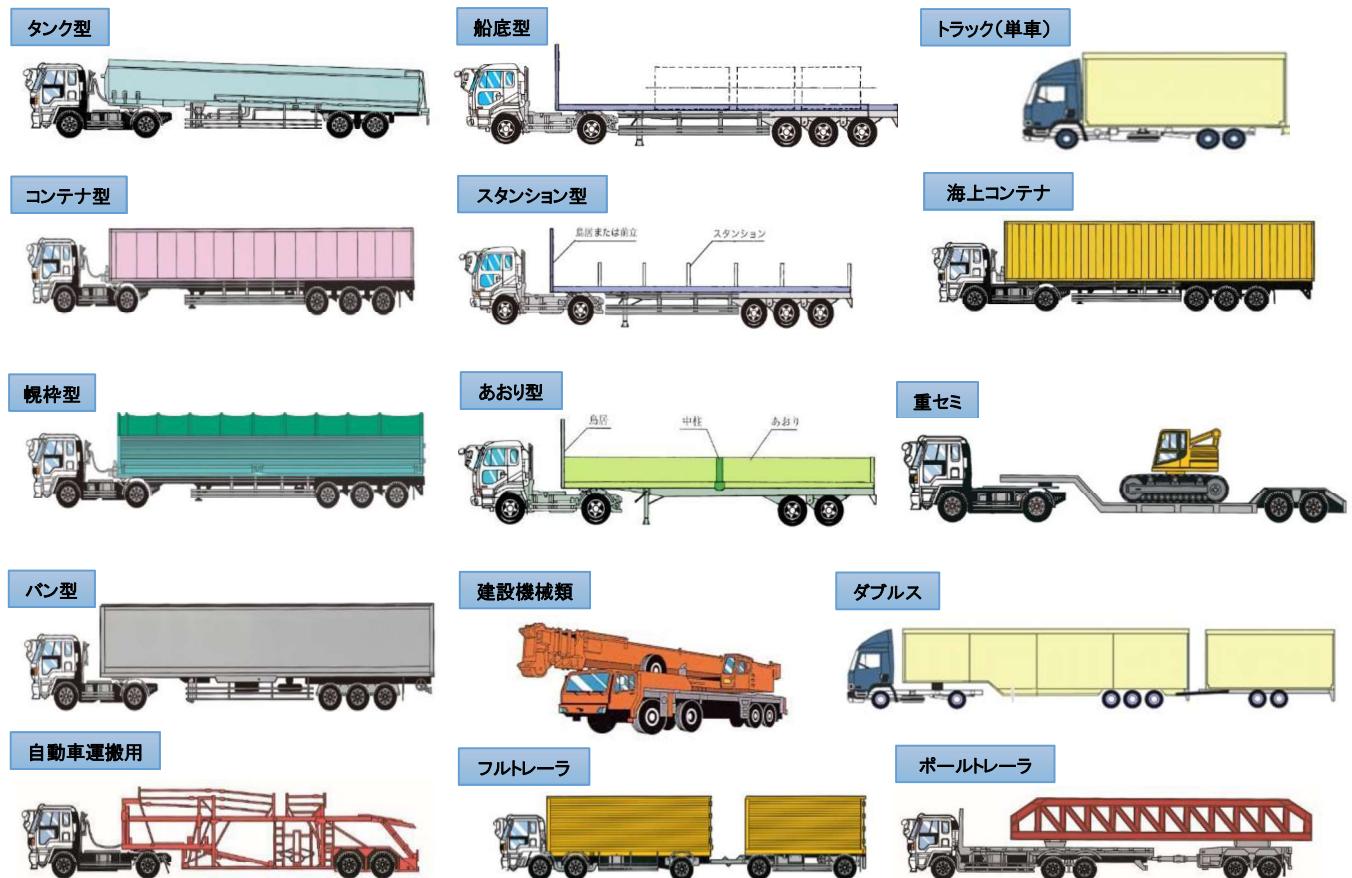
国土交通省 道路局 道路交通管理課
令和4年2月

特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路法に基づく特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



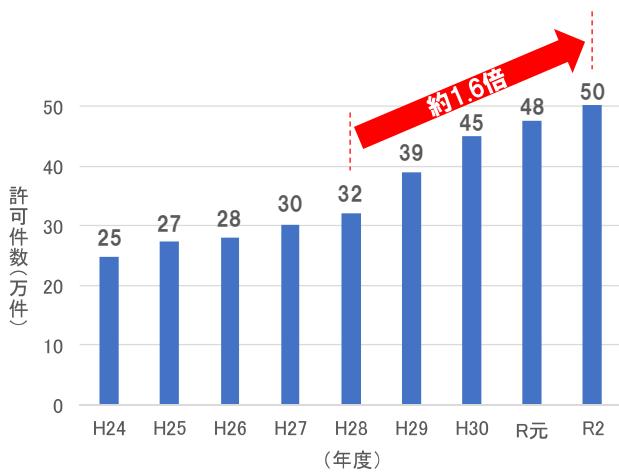
代表的な特殊車両



特殊車両通行許可件数、審査日数の推移

○特殊車両通行許可件数については、ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加
○申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化する中、迅速化の取組により一定程度短縮したが、更なる短縮は困難な状況

■ 許可件数の推移



■ 審査日数の推移



道路法等の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し、生産性が低下（過積載等の法令違反も依然として散見）

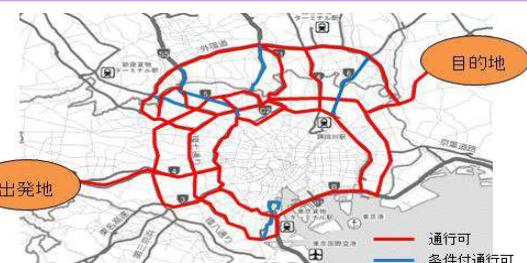


法律の概要

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設 【道路法、道路特措法】

- デジタル化の推進により、登録を受けた特殊車両が即時に通行できる制度を創設

- ◆ 事業者は、あらかじめ、特殊車両を国土交通大臣に登録
- ◆ 事業者は、発着地・貨物重量を入力してウェブ上で通行可能経路を確認
- ◆ 国土交通大臣は、ETC2.0を通じて実際に通行した経路等を把握
- ◆ 国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることができる



ウェブ上に表示される複数の通行可能経路(イメージ)

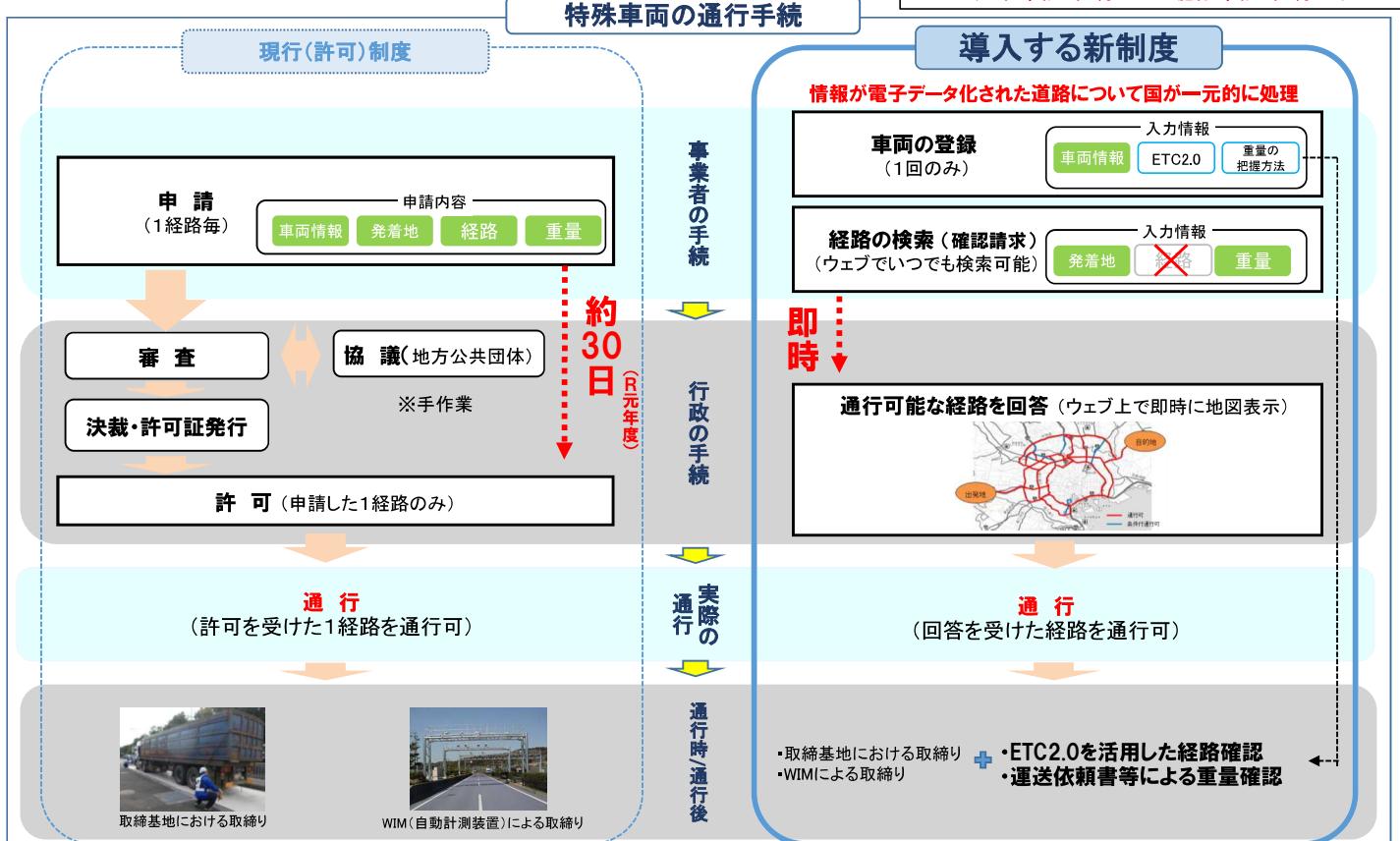
令和2年5月27日公布
令和4年4月1日施行

4

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

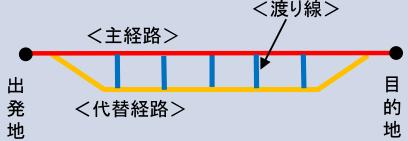
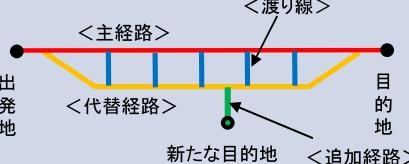
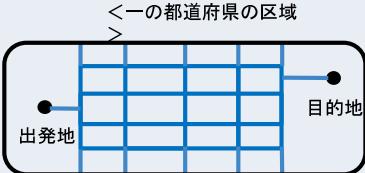
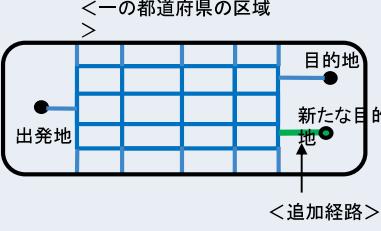


※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能

5

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索と②マップ検索(都道府県単位)があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索*	<ul style="list-style-type: none">○ 出発地から目的地までの主経路と代替経路(それぞれ双方向)を確認○ 主経路・代替経路をつなぐ渡り線(双方向)もあわせて確認		
マップ検索 (都道府県単位)*	<ul style="list-style-type: none">○ 出発地、目的地を含む都道府県内の道路網を確認		

* いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

6

新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

※連接する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】(※目的地や経由地の追加等を想定)

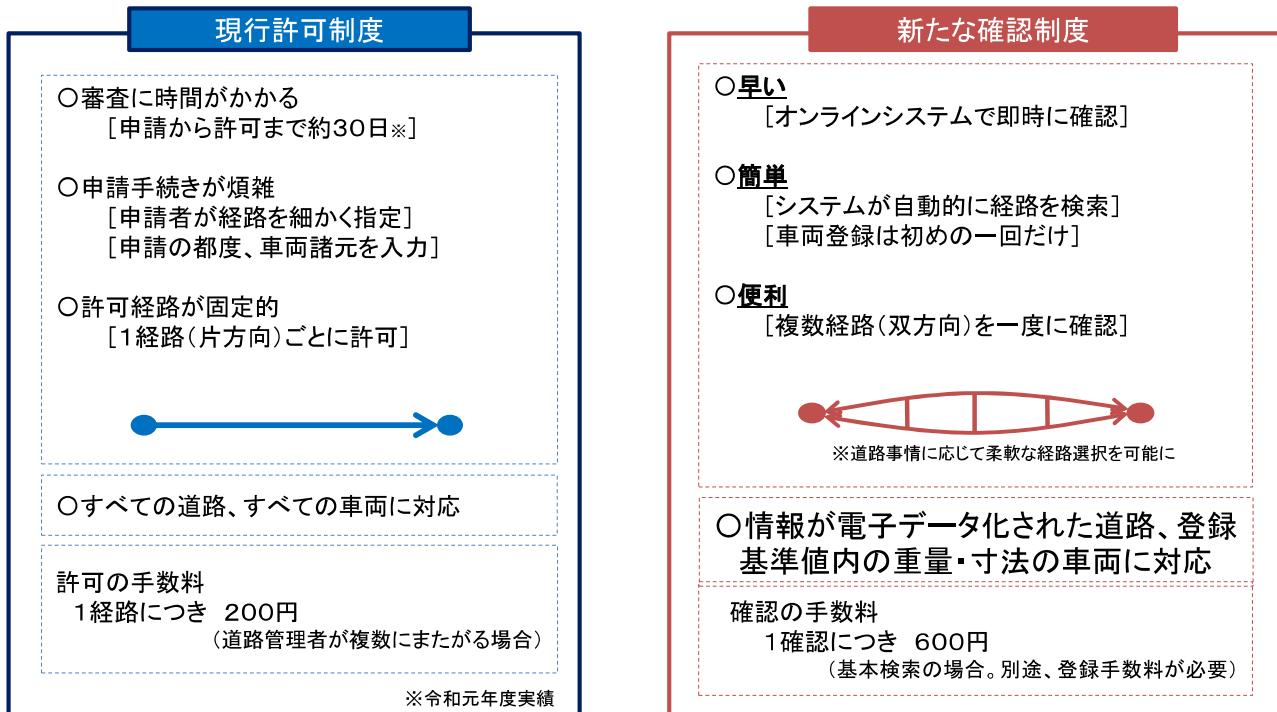
確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

7

特殊車両通行制度の比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い(早い、簡単、便利)手続き** となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件(主経路・代替路・渡り線) 600円



8

荷主から運送事業者への積載貨物重量の連絡のお願い

- 新たな通行確認制度では、過積載等の違反の防止の観点から、道路法に基づき、運送事業者には、乗務記録、送り状等、積載貨物重量の記録及び保存が義務づけられています。
- 荷主におかれでは、運送事業者への運送依頼時に積載貨物重量の連絡をお願いいたします。

【積載する貨物の重量記録保存方法】

手続省令15条では、貨物積載車両の場合には、以下を明らかにできる書類を通行させた日から**1年間保存**するとされている。

- 積載する貨物の重量
- 貨物の積卸しの日時・場所

【「積載する貨物の重量に係る記録」に係る書類】

以下の①～④のいずれかの書類。

- ① 乗務記録（積載貨物重量、積卸しの日時・場所が記載されているもの）
- ② 送り状（積載貨物重量、積卸しの日時・場所が記載されているもの）
- ③ ①・②に類する書類（積載貨物重量、積卸しの日時・場所が記録されているもの）
- ④ 積卸し時における重量測定結果（総重量及び測定日時が記録されているもの）

※積載貨物重量については、重量の値が記載されていなくても、重量を確認できる情報（重量の換算が可能な貨物の内容と量(例えば、石油〇リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材〇本、型式が明らかな自動車〇台など)でも可。)